

由利本荘市スポーツ賞表彰基準に係る運用（内規）

令和5年4月1日施行

| 区 分 | 運 用 の 内 容 | 備 考 |
|-----------|--|-----|
| 表彰基準の大会等 | 〇〇杯、交流、親善、交歓（スポ少以外）、レクリエーション祭等の大会は表彰基準に該当しない。 | |
| 個人・団体の区分等 | 中学校及び高等学校の場合において、秋田県選抜（東北総体、国体等）として出場する場合は、団体の一員として【個人】のスポーツ賞受賞候補とする。 ただし、市内の中学校、高等学校単独で団体選手が構成されている場合は【団体】のスポーツ賞受賞候補とする。 | |
| | 大学の場合において、東北選手権大会や国体等へ出場する場合は、団体の一員として【個人】のスポーツ賞受賞候補とする。 ただし、市内の大学単独で団体選手が構成（当該大学の市外キャンパスとの混成の場合を含む。）されている場合は【団体】のスポーツ賞受賞候補とする。 | |
| | 一般の場合において、東北選手権大会や国体等へ出場する場合は、団体の一員として【個人】のスポーツ賞受賞候補とする。 ただし、市内クラブチーム（選手登録が全員、本市出身者または市民の場合に限る。）の場合は【団体】のスポーツ賞受賞候補とする。 | |
| | ダブルス、ダブルスカル、ミックスダブルスなど二人以上での競技種目の場合は、当該大会基準、要項等により判断する。 （例）ボートのダブルスカルは【団体】のスポーツ賞受賞候補とする。 | |
| | 〇〇高等学校〇〇部において【団体】のスポーツ賞受賞候補となる競技種目が複数該当する場合であっても、〇〇高等学校〇〇部でのスポーツ賞受賞候補とする。 | |
| | 市内の学校と市外の学校との連合チームの場合は、市内の学校の選手登録の比率が連合チーム全体の5割以上の場合に【団体】のスポーツ賞受賞候補とする。 市内の学校の連合チームの場合は【団体】のスポーツ賞受賞候補とし「連合チーム名」で表彰する。 | |
| | | |

由利本荘市スポーツ賞表彰基準に係る運用（内規）

令和5年4月1日施行

| 区 分 | 運 用 の 内 容 | 備 考 |
|-----------|--|--|
| 推薦期間 | <p>第一次推薦（4月上旬～12月中旬までの競技）は12月下旬締切とする。</p> <p>第二次推薦（12月下旬～1月下旬までの競技）は2月上旬で締切、選考する。</p> <p>第三次推薦（2月上旬～3月下旬までの競技）は随時受付4月上旬で締切、表彰は個別または取りまとめをし、適時に執り行い、広報等で市民に表彰を伝える。</p> <p>（但し、表彰の賞状のみで副賞は授与しない）</p> | <p>冬季スポーツ等を視野に、第二次推薦を受付、年度内のものについては、第三次推薦として受け付ける。</p> |
| 推薦書及び添付書類 | <p>推薦書は、別紙様式のとおりとする。</p> <p>添付書類は、次のとおりとする。（①と②は必須）</p> <p>①大会要項の写し</p> <p>②賞状の写し（A4版に縮小、白黒コピー可）</p> <p>③その他特に指定されたもの</p> | <p>様式第1号</p> <p>様式第2号</p> <p>様式第3号</p> |

附 則（令和5年3月23日 制定）

この由利本荘市スポーツ賞表彰基準に係る運用（内規）は、令和5年4月1日から施行する。